

地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の介護休業等に関する規程の一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧	改正理由等
<p>(略)</p> <p>(介護休業の期間等) 第 5 条 (略)</p> <p>2 契約職員、再雇用職員等及び非常勤職員の介護休業は、前条に掲げる者の各々が同条に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して<u>6 月</u>の範囲内とし、1 日又は 1 時間を単位とし、1 時間を単位とする場合には 7 時間 45 分をもって 1 日に換算する。ただし、1 時間を単位とする場合は、1 日を通じ、勤務時間の始まる時刻から連続し、又は勤務時間の終る時刻まで連続する 4 時間の範囲内とする。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>(略)</p> <p>(介護休業の期間等) 第 5 条 (略)</p> <p>2 契約職員、再雇用職員等及び非常勤職員の介護休業は、前条に掲げる者の各々が同条に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して<u>93 日</u>の範囲内とし、1 日又は 1 時間を単位とし、1 時間を単位とする場合には 7 時間 45 分をもって 1 日に換算する。ただし、1 時間を単位とする場合は、1 日を通じ、勤務時間の始まる時刻から連続し、又は勤務時間の終る時刻まで連続する 4 時間の範囲内とする。</p> <p>(略)</p>	<p>・ 契約職員、再雇用職員等及び非常勤職員に係る介護休業の期間の範囲について、93 日から 6 月に拡大するための改正</p>

令和 4 年 2 月 22 日
理事会
人事部

職員の介護休業等に関する規程の一部改正について

1 改正の趣旨

神奈川県での制度改正及び機構組合との労使交渉における合意を踏まえ、職員の介護休業等に関する規程について、所要の改正を行う。

2 改正の概要

契約職員、再雇用職員等及び非常勤職員に係る介護休業の期間の範囲について、通算93日以内から通算6月以内とする。

3 改正内容

新旧対照表のとおり

4 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日